

令和4年度第二次補正予算に係る
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱改正について（その2）

令和5年3月
地域交通課

1. 概要

令和4年度二次補正予算における「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」への支援に関する規定を盛り込む旨の改正を行う。

2. 要綱構成・改正内容

(1) タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業【附則第2条】

- ・ 既存の附則第2条（国総地第19号、国自旅第53号）について、以下のとおり改正。
 - 旧) 国土交通大臣は、令和4年度予備費及び令和4年第一次補正予算に限り、～略～
 - 新) 国土交通大臣は、令和4年度予備費、令和4年度第一次補正予算及び令和4年度第二次補正予算に限り、～略～

3. 今後の改正

以下事業については、協議が整い次第、順次改正を行う。

- ・ バリアフリー化設備等整備事業
 - ・ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業
 - ・ 交通DX・GXによる経営改善支援事業
 - ・ 自動運転実証調査事業
 - ・ 地域公共交通再構築調査事業
 - ・ 共創による地域交通形成支援事業
 - ・ タクシー利便性向上事業
 - ・ 鉄道からバスへの転換に対する事業
 - ・ 危険なバス停対策事業
- ※事業名は今後変更の可能性あり

- 現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者の燃料価格について時限的・緊急避難的な激変緩和事業を継続。

<事業概要>

- ・ LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援。
(参考) 経済産業省の事業に準じて、ガソリン価格の全国平均が基準価格を超える場合、LPガスについても上限額35円で支援するとともに、更なる超過分についても1/2支援。基準価格は、89.7円。
- ・ 足元の原油価格の動向や、事業の実施状況を踏まえ、令和5年1月以降も継続。
- ・ 令和5年1月以降の補助上限のあり方については、原油価格等の動向や、経済産業省の事業の動向等を踏まえて判断。
- ・ 申請については、簡便な手続き等となるよう調整。

